

令和6年5月（臨時会）

第138回

気仙沼市議会議案説明資料

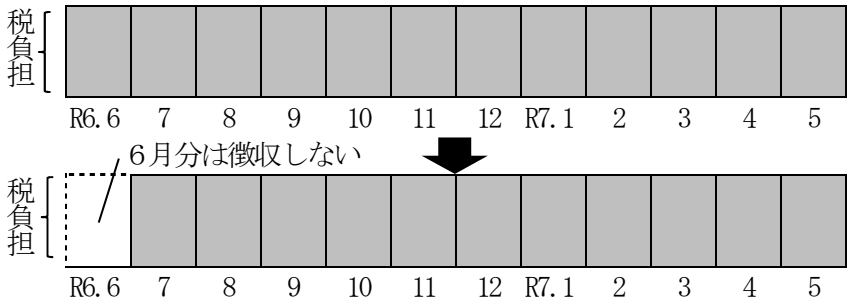
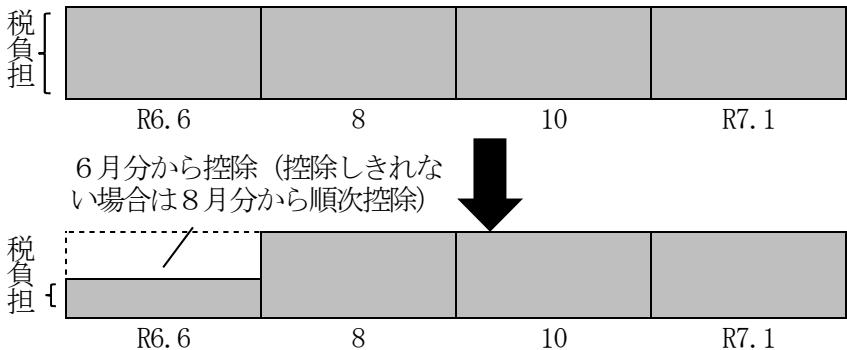
令和6年5月13日提出

目 次

(令和6年5月13日提出)

議案 番号	件 名	頁	議案書 頁	備 考
1	「気仙沼市市税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて	3	3	
2	「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて		40	
3	「気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて	5	47	

「気仙沼市市税条例の一部を改正する条例」及び「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例」について

改正内容	改正条項	根拠法令
<p>1 【市税条例】 個人市民税の定額減税</p> <p>物価上昇を十分に超える持続的な賃上げの実現を目指す観点から定額減税を行う。</p> <p>(1) 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を行う。</p> <p>※納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。</p> <p>(2) 減税は、各徴収方法に応じて、次のように行う。</p> <p>①給与所得に係る特別徴収</p> <p>令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。</p> <p>○減税の実施方法（イメージ）</p>  <p>②普通徴収（事業所得者等）</p> <p>「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。</p> <p>○減税の実施方法（イメージ）</p> 	<p>市税条例 附則 第7条の5, 第7条の6, 第7条の7, 第7条の8</p>	<p>地方税法 附則 第5条の8, 第5条の9, 第5条の11, 第5条の12</p>

改正内容	改正条項	根拠法令
<p>③公的年金等に係る所得に係る特別徴収</p> <p>「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。</p> <p>○減税の実施方法（イメージ）</p> <p>※定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費（地方特例交付金）で補填される。</p>		
<p>2 【市税条例】【都市計画税条例】土地の課税の負担調整措置</p> <p>令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の負担水準（土地の評価額等に対する課税標準額の割合）の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年延長する。</p> <p>負担調整措置とは、地価の上昇等により税額が急激に上がることがないように、課税標準額の上昇を段階的に調整する措置で、毎年5%を上限とし、本来の課税標準額になるまで適用するもの。平成9年度からこの措置が講じられ、これまで継続されており、今回の改正で令和8年度まで延長する。</p>	<p>市税条例 附則 第11条, 第11条の2, 第12条, 第13条</p> <p>都市計画税条例 附則 第4項, 第5項, 第6項, 第7項, 第8項, 第9項</p>	<p>地方税法 附則 第17条, 第17条の2, 第18条, 第19条</p> <p>地方税法 附則 第25条, 第26条</p>

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

改 正 概 要	改正条項	根拠法令												
<p>1 国民健康保険税の課税限度額に係る改正</p> <p>(1) 目的 国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平を図る。</p> <p>(2) 改正内容 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正後</td> <td style="text-align: center;">改正前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24万円</td> <td style="text-align: center;">22万円</td> </tr> </table> <p>(3) 課税調定額への影響（令和6年3月異動賦課に基づき算出）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">課 税 区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">後期高齢者支援金等課税額</td> <td style="text-align: center;">超過世帯数</td> <td style="text-align: center;">49世帯（△9世帯）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課税調定額</td> <td style="text-align: center;">1,069千円 増</td> </tr> </table> <p>※改正前の超過世帯の58世帯に2万円以下の影響がある。</p>	改正後	改正前	24万円	22万円	課 税 区 分	改 正 後		後期高齢者支援金等課税額	超過世帯数	49世帯（△9世帯）	課税調定額	1,069千円 増	<p>第2条 第3項</p>	<p>地方税法 施行令 第56条の 88の2</p>
改正後	改正前													
24万円	22万円													
課 税 区 分	改 正 後													
後期高齢者支援金等課税額	超過世帯数	49世帯（△9世帯）												
	課税調定額	1,069千円 増												
<p>2 国民健康保険税の減額に係る改正</p> <p>(1) 目的 低所得者に対する保険税負担の軽減を図る。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>①第2条の改正に合わせ国民健康保険税課税額に係る減額後の課税限度額を改める。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> <th style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期高齢者支援金等課税額</td> <td style="text-align: center;">24万円</td> <td style="text-align: center;">22万円</td> </tr> </table> <p>②5割軽減の判定基準となる世帯全員の合算総所得金額等の算定方法を次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数等に乗ずる金額を29万5千円に引き上げる。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> <th style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+<u>29万5千円</u>×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯</td> <td style="text-align: center;">前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+<u>29万円</u>×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯</td> </tr> </table>	区 分	改 正 後	改 正 前	後期高齢者支援金等課税額	24万円	22万円	改 正 後	改 正 前	前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>29万5千円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>29万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	<p>第23条 第1項</p> <p>第23条 第1項 第2号</p>	<p>令第56条 の89</p> <p>令第56条 の89</p>		
区 分	改 正 後	改 正 前												
後期高齢者支援金等課税額	24万円	22万円												
改 正 後	改 正 前													
前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>29万5千円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>29万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯													

改正概要		改正条項	根拠法令
③ 2割軽減の判定基準となる世帯全員の合算総所得金額等の算定方法を次のとおり改める。 ・ 被保険者数等に乘ずる金額を54万5千円に引き上げる。		第23条 第1項 第3号	令第56条 の89
改正後	改正前		
前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>54万5千円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	前年中の世帯合算総所得金額等が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>53万5千円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の世帯		
(3) 軽減額の変動(令和6年3月異動賦課に基づき算出)			
軽減区分	改正後		
	軽減世帯数	軽減額	
5割軽減	29世帯増	1,145千円増	
2割軽減	6世帯増	101千円増	
計	35世帯増	※1,246千円増	
※保険基盤安定制度により公費による財源措置の対象(県3/4, 市1/4)			